



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2005.06.10 No. 28 - 34

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

日航勤務裁判 判決に従い、安全な航空輸送を目指す勤務協 定を締結するよう総理大臣を始め、政府に要請書を提出

2005年5月18日

日乗連発第28-13/1号

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

寫：法務大臣 南野 知恵子 殿
国土交通大臣 北側 一雄 殿
航空局局長 岩崎 定二 殿
(株)日本航空インターナショナル
代表取締役社長 新町 敏行 殿

日本乗員組合連絡会議

議長 石山 勉

確定された日本航空勤務裁判判決への対応について

日本乗員組合連絡会議は、航空運送事業 14 社のもとに結成された乗員組合、労組内支部計 17 団体、約 5,500 名で構成する職種別労働団体で、わが国運航乗務員の圧倒的大多数を組織しています。また、世界 95 か国、会員約 10 万名で組織する、国際定期航空操縦士協会連合会 (International Federation of Air Line Pilots' Associations: IFALPA) に加盟しております。

私たちは、航空機運航の安全性向上と民間航空輸送産業の健全で安定した発達、並びに航空機乗務員を中心とする民間航空労働者の雇用、労働条件、権利の安定と向上を目的としています。

今回要請のお手紙を差し上げたのは、日本航空の勤務裁判において、2005年4月20日、日本航空が最高裁判所への上告受理申立、及び東京高等裁判所への控訴取り下げを行ったことにより、判決が確定したにもかかわらず、日本航空はその判決に従おうとせず、現場の乗員の安全を願う気持ちに背を向け、不当な姿勢を続けているためです。

日本航空勤務裁判の経緯

1993年11月1日、日本航空はそれまで20年以上に亘り日本航空乗員組合との間で維持さ



れてきた勤務協定を現場乗員の強い反対を無視して破棄し、同時に新たな就業規程を一切合意を得ることなく一方的に強行しました。その内容は、破棄された勤務協定が、連続する24時間において、1回着陸の場合、交代乗員のいないシングル編成で、乗務時間9時間、勤務時間13時間に制限されていたものを、この就業規程では、乗務時間11時間、勤務時間15時間という、世界に類を見ない長時間乗務が実施可能となったのでした。そのため、成田/関西 ロスアンゼルス、成田 サンフランシスコ/バンクーバー 成田、など太平洋路線に係わる長距離路線が、それまでの交代乗員を有した編成から、交代乗員なしのシングル編成で運航を強いられる結果となりました。

また、成田 = 香港、成田 = マニラ便の日帰り乗務や、国内線の連続乗務がそれまでの最大3日から5日に、国際線の自宅スタンバイが便名指定から指定便名なしへと、勤務条件が大きく悪化するものでした。

1994年4月、25名の乗員組合の第一陣原告に続き、1999年3月846名の第二陣原告が「従来の協定の範囲を超える勤務に就労の義務の無いこと」を確認するために、東京地方裁判所に提訴しました。第一陣の提訴以来11年の歳月の間に、第一陣は東京地方裁判所と東京高等裁判所で全面勝訴の判決を受け、第二陣も東京地方裁判所で同じように全面勝訴の判決を勝ち取っています。

判決要旨

- ・ 交代乗員のいないシングル編成で、予定着陸回数が1回の場合、連続する24時間中、乗務時間9時間、勤務時間13時間を超える勤務に就く義務のないことを確認する。
- ・ 交代乗員のいないシングル編成で、予定着陸回数が2回の場合、連続する24時間中、乗務時間8時間30分、勤務時間13時間を超える勤務に就く義務のないことを確認する。
- ・ 国内線について連続乗務日数3日を超える勤務に就く義務のないことを確認する。
- ・ 便指定を伴わない現行の国際線のスタンバイについて、就く義務のないことを確認する。

安全な航空輸送を目指す勤務協定の締結

係争中は「判決は確定していない」事を口実に、日本航空は、判決や私達の強い要請にも一切従わず1993年に強行実施した就業規程にこだわり、勤務協定を締結しようとしませんでした。更に、組合全面勝訴の判決が確定し、その後ひと月が過ぎようとしている現在に至っても、判決に対応する勤務協定の締結を一切拒んでいます。

安全を考慮し下された裁判の判決を無視する日本航空の姿勢は、安全運航を最優先しなければならない航空輸送に携わる者の立場として、さらには法治国家においては到底許されるものではありません。この問題には日本の乗員のみならず、世界中の乗員が重大な関心を持って日本航空の動向を注目しています。

今後日本航空の安全運航を求めるため、日本航空の乗員が判決に従い就労の義務の無い勤務に就かなかつた場合、運航スケジュールに大きな混乱が生じ、お客様に多大なご迷惑をお掛けする事となっても、その責任はひとえに日本航空にある、といわざるを得ません。

要請事項

不安全な要素を少しでも排除し安全運航を願う、我々の要請をご理解頂き、日本航空に『今すぐ判決に従い現場の乗員が求めている判決を反映した勤務協定を締結すること』を日本航空にご指導頂くことを強く要請致します。

以上